【規程番号　行法Ⅳ－001】

行吉学園公印取扱規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園、神戸女子大学、神戸女子短期大学及び幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園の公印の保管及び使用について定める。

（種　類）

第２条　公印の種類は、次のとおりとする。

(1) 第１種公印

ア　法人印、大学、短期大学及び認定こども園の校印

イ　理事長、大学長、短期大学長及び認定こども園長の職印

(2) 第２種公印

ア　定期的に発行する証明書用等に専用として承認された校印及び職印

イ　卒業証書に使用する職印

ウ　図書館で使用する蔵書印

(3) 第３種公印

ア　学部長、教務部長、学生部長及び図書館長の職印

（保管責任者）

第３条　第１種公印の保管責任者は、別表１のとおりとする。第２種及び第３種公印の保管責任者は、本人若しくはその公印を必要とする課の課長とする。

（使　用）

第４条　第１種公印を使用するときは、公印押印簿に月日、件名、押印者を記入しなければならない。

（新調、廃止）

第５条　公印を新調又は廃止するときは、理事長の承認を受けなければならない。

（登　録）

第６条　総務課長（総務人事担当）は、公印登録簿（様式１）を備付け、必要事項記入の上、永久に保存しなければならない。

附　則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 10 年4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

第１種公印

	名　称	刻　　字	寸　法	保管責任者
1	法　人　印	学 校 法 人 行 吉 学 園 印	23 （角）	総 務 課 長（総務人事担当）
2	〃	〃	21 （角）	財 務 企 画 課 長
3	理 事 長 印	学 校 法 人 行 吉 学 園 理 事 長 印	15 （丸）	理　　事　　長
4	〃	行 吉 学 園 理 事 長 之 印	15 （角）	総 務 課 長（総務人事担当）
5	大　学　印	神 戸 女 子 大 学 之 印	18 （角） 2 個	総 務 課 長（総務人事担当） （ 同 ）　（大学庶務担当）
6	大 学 長 印	神 戸 女 子 大 学 長 之 印	18 （角） 2 個	総 務 課 長（総務人事担当） （ 同 ）　（大学庶務担当）
7	短　大　印	神 戸 女 子 短 期 大 学 之 印	18 （角） 22 （角）	総 務 課 長（総務人事担当） （ 同 ）　（大学庶務担当）
8	短 大 学 長 印	神 戸 女 子 短 期 大 学 長 之 印	18 （角） 22 （角）	総 務 課 長（総務人事担当） （ 同 ）　（大学庶務担当）
9	認定こども園印	幼保連携型認定こども園 神戸女子大学附属高倉台幼稚園之印	24 （角）	認 定 こ ど も 園 長
10	認定こども園長印	幼保連携型認定こども園 神戸女子大学附属高倉台幼稚園長之印	18 （角）	認 定 こ ど も 園 長

注：5、6、7、8 の大学印及び大学長印は総務課長（総務人事担当及び大学庶務担当）がそれぞれ保管。

様式１

公　印　登　録　票

公　印　名		
使 用 部 署		（印　影）
種　　類		
登 録 番 号 年　月　日	No. 年　月　日	
使 用 期 間	自　年　月　日 至　年　月　日	
廃印年月日	年　月　日	

使用範囲		総務企画部長 総　務　課　長

保　管　責　任　者				保　管　代　理　者			
職名	氏　名	印	期　　間	職名	氏　名	印	期　　間
			自　年　月　日 至　年　月　日				自　年　月　日 至　年　月　日
			自　年　月　日 至　年　月　日				自　年　月　日 至　年　月　日
			自　年　月　日 至　年　月　日				自　年　月　日 至　年　月　日
			自　年　月　日 至　年　月　日				自　年　月　日 至　年　月　日
			自　年　月　日 至　年　月　日				自　年　月　日 至　年　月　日
			自　年　月　日 至　年　月　日				自　年　月　日 至　年　月　日
備考							